



発行 新潟県
号外 1
 平成25年10月25日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 34 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（行政改革推進室）
- 35 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 36 新潟県災害救助条例の一部を改正する条例（防災企画課）
- 37 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 38 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（児童家庭課）
- 39 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地計画課）
- 40 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）
- 41 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 42 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（組織犯罪対策第二課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例

一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者が地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすこととしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県災害救助条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (6) 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第34号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若しくは特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。	5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体、国若しくは特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 <u>8条第3項</u> に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国	(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 <u>55条</u> に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務

家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等又は法令により同項に規定する公庫等職員とみなして同条の規定が適用される者を使用する法人をいう。以下同じ。) (以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤務期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等又は法令により同項に規定する公庫等職員とみなして同条の規定が適用される者を使用する法人をいう。以下同じ。) (以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することを定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤務期間に通算することを定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 農林水産部関係	(7) 農林水産部関係

事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
6 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) (略) (2) 法第8条第1項の規定による計画の樹立 (3) (略) (4) 法第8条第6項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の概要の公表等 (5) (略)	(略)	6 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) (略) (2) 法第8条第1項の規定による計画の樹立等 (3) (略) (4) 法第8条第6項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の概要の公表 (5) (略)	(略)
(略)		(略)	
(8) (略)		(8) (略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
5の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) 法第3条第3項の規定による宅地造成工事規制区域の公示及び通知 (3)～(27) (略)	(略)	5の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) (略) (2) 法第3条第3項の規定による宅地造成工事規制区域の公示、報告及び通知 (3)～(27) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第35号

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号)
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ(新潟県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ(新潟県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法第143条第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第36号

新潟県災害救助条例の一部を改正する条例

新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（救助の種類等）</p> <p>第3条 救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>炊き出し</u>その他による食品の給与</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の<u>供与</u></p> <p>(4) <u>被災した住宅</u>の応急修理</p> <p>(5) <u>被災者</u>の救出</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、<u>第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第8条第2号の救助</u>については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（救助の種類等）</p> <p>第3条 救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>たき出し</u>その他による食品の給与</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の<u>設置</u></p> <p>(4) <u>災害にかかった住宅</u>の応急修理</p> <p>(5) <u>災害にかかった者</u>の救出</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであつても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、<u>第3条第1項第3号及び第4号並びに法第23条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第8条第2号の救助</u>については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第37号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特</u></p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)</p> <p>第98条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。</p>

区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第112条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサー

とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) (略)

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数等に関する特例)

第203条 一体的に事業を行う多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第74条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)の利用定員数の合計が20人未満である場合の当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)に関する基準については、第81条第1項、第144条第1項、第154条第1項、第164条第1項及び第175条第1項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、規則で定める特例によることができる。

ビスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) (略)

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数等に関する特例)

第203条 一体的に事業を行う多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第71号)第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、指定医療型児童発達支援事業所(同条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(同条例第74条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)の利用定員数の合計が20人未満である場合の当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)に関する基準については、第81条第1項、第144条第1項、第154条第1項、第164条第1項及び第175条第1項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、規則で定める特例によることができる。

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 基準該当通所支援に関する基準（第57条—<u>第62条の2</u>）</p> <p>第3章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない<u>ものとし、その員数等は、規則で定める。</u>この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない<u>ものとし、その員数は、規則で定める。</u>この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第60条 第5条及び第8条並びに前節（第12条、<u>第24条第1項</u>、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条及び第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>（指定生活介護事業所に関する特例）</p> <p>第61条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第81条第1項に規定</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 基準該当通所支援に関する基準（第57条—<u>第62条</u>）</p> <p>第3章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第7条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第60条 第5条及び第8条並びに前節（第12条、<u>第24条第2項</u>、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条及び第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>（指定生活介護事業所に関する特例）</p> <p>第61条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第81条第1項に規定</p>

する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1)・(2) (略)

(指定通所介護事業所に関する特例)

第62条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第65号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第60条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

(1)～(3) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第62条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち

する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(1)・(2) (略)

(指定通所介護事業所に関する特例)

第62条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第65号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第60条(第24条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

(1)～(3) (略)

通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第60条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従

業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス等基準条例第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第82条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで及び第71条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第71条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用する第71条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第71条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第80条 (略)

(設備)

第81条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び

(準用)

第79条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第42条まで、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで及び第71条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第79条において準用する第71条」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第79条において準用する第71条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第71条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第80条 (略)

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第81条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備

<p>備品等を備えなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、<u>第61条から第62条の2まで</u>、第71条、第73条、第77条及び第78条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>	<p>及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで、<u>第61条、第62条、第71条、第73条、第77条及び第78条(第1項を除く。)</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第38号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県婦人保護施設条例の一部改正)

第1条 新潟県婦人保護施設条例(昭和39年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p>第2条 あかしや寮は、前条に規定する収容保護のほか、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第5条</u>に規定する被害者の保護を行う。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 あかしや寮は、前条に規定する収容保護のほか、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第5条</u>に規定する被害者の保護を行う。</p>

(新潟県女性福祉相談所条例の一部改正)

第2条 新潟県女性福祉相談所条例(平成14年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務)</p> <p>第2条 相談所は、売春防止法第34条第2項に規定する婦人相談所の業務のほか、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項</u>に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 相談所は、売春防止法第34条第2項に規定する婦人相談所の業務のほか、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項</u>に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。</p>

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （負担金の徴収方法の特例）</p> <p>2 政令附則第7項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「元利均等年賦支払」とあるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」と、同条第2項及び第4項中「元利均等年賦支払」とあるのは「年賦支払」とする。</p> <p>3 政令附則第8項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「農林水産大臣が定める期間」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （負担金の徴収方法の特例）</p> <p>2 政令附則第11項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「元利均等年賦支払」とあるのは「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」と、同条第2項及び第4項中「元利均等年賦支払」とあるのは「年賦支払」とする。</p> <p>3 政令附則第12項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第4条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「15年」とあり、及び「17年」とあるのは、「農林水産大臣が定める期間」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第40号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（占用料の減免）</p> <p>第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための占用</p> <p>(3)～(7) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（占用料の減免）</p> <p>第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための</u> 占用</p> <p>(3)～(7) （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第41号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（流水占用料等の額）</p> <p>第5条 <u>法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録</u>を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（計算方法）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 年額をもって定められている流水占用料等について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号の規定に基づき流水占用料等を返還するときは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>法第23条、第23条の2及び第24条に基づく変更の申請があったときは、変更については許可又は登録をした日の属する月の翌月以降の分</u>（水利使用料及び発電水利使用料にあっては、変更後の通水が行われた日の属する月の翌月以降の分）を返還すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（流水占用料等の額）</p> <p>第5条 <u>法第23条から第25条までの許可を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">（計算方法）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 年額をもって定められている流水占用料等について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号の規定に基づき流水占用料等を返還するときは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>法第23条及び第24条に基づく変更の申請があったときは、変更については許可した日の属する月の翌月以降の分</u>（水利使用料及び発電水利使用料にあっては、変更後の通水が行われた日の属する月の翌月以降の分）を返還すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）附則第1条ただし書に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第42号

新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別強化区域の指定)</p> <p>第17条 暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある<u>区域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として指定する。</u></p> <p>(1) <u>新潟市中央区西堀通1番町から11番町までの区域</u></p> <p>(2) <u>新潟市中央区西堀前通1番町から11番町までの区域</u></p> <p>(3) <u>新潟市中央区古町通1番町から13番町までの区域</u></p> <p>(4) <u>新潟市中央区東堀通1番町から13番町までの区域</u></p> <p>(5) <u>新潟市中央区東堀前通1番町から11番町までの区域</u></p> <p>(6) <u>新潟市中央区本町通1番町から14番町までの区域</u></p> <p>(7) <u>新潟市中央区上大川前通5番町から11番町までの区域</u></p> <p>(8) <u>新潟市中央区秣川岸通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(9) <u>新潟市中央区明石1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(10) <u>新潟市中央区花園1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(11) <u>新潟市中央区東大通1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(12) <u>新潟市中央区弁天1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(13) <u>新潟市中央区南万代町の区域</u></p> <p>(14) <u>新潟市中央区春日町の区域</u></p> <p>(15) <u>新潟市中央区万代1丁目から6丁目までの区域</u></p> <p>(16) <u>新潟市中央区八千代1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(17) <u>新潟市中央区笹口1丁目から3丁目までの区域</u></p> <p>(18) <u>新潟市中央区南笹口1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(19) <u>新潟市中央区天神1丁目及び2丁目の区域</u></p> <p>(20) <u>新潟市中央区天神尾1丁目及び2丁目の区域</u></p>	<p>(特別強化区域の指定)</p> <p>第17条 <u>公安委員会は、</u>暴力団の活動の状況を勘案して、暴力団排除を徹底することにより、安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する必要がある<u>区域を、</u>暴力団排除特別強化区域（以下「特別強化区域」という。）として<u>公安委員会規則で</u>指定する。</p>

<p>(21) <u>新潟市中央区米山の区域</u></p> <p>(22) <u>新潟市中央区米山1丁目から6丁目までの区域</u></p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p>	<p>第25条 (略)</p>
---	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。